

# 会 議 記 録

会議名称		第 1 3 回 杉 並 区 環 境 審 議 会	
日 時		平成15年6月5日(木) 10時00分～12時30分	
場 所		杉並区役所西棟6階 第5、6会議室	
出席者	委 員	丸田会長、山田副会長、原口委員、横山委員、長津委員、本橋委員、岩橋委員、浅岡委員、高橋委員、秋田委員、山室委員、鈴木委員 <span style="float: right;">(12名)</span>	
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境清掃部副参事、清掃管理課長、都市計画課長、計画担当係長、建築課長、緑化担当課長、みどりの事業係長	
傍聴者数		0 名	
配布資料	事 前	第12回会議記録 (案) <span style="float: right;">資料—1</span>	
	当 日	放射5号線建設事業に係る環境影響評価書案に関する意見書等について <span style="float: right;">資料—2</span> 平成14年度ダイオキシン類調査結果(概要)について <span style="float: right;">資料—3</span> 平成14年度第4回杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書 <span style="float: right;">資料—4</span> 外環道青梅街道インターチェンジ問題への対応について <span style="float: right;">資料—5</span> 「生活安全及び環境美化に関する条例」施行までの取組みについて <span style="float: right;">資料—6</span> (仮称)都営住宅(高井戸西一丁目北地区)A棟建設工事に係る緑化計画 <span style="float: right;">資料—7</span> 安全美化条例(パンフレット) 杉並環境講演会2003(リーフレット)	
会議次第		<p>1 第13回環境審議会</p> <p>(1) 新委員及び人事異動による職員の紹介</p> <p>(2) 第12回会議録の確認</p> <p>(3) 一般報告事項</p> <p style="margin-left: 20px;">① 放射5号線建設事業に係る環境影響評価書案に関する意見書等について</p> <p style="margin-left: 20px;">② 平成14年度ダイオキシン類調査結果(概要)について</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 平成14年度第4回杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 外環道青梅街道インターチェンジ問題への対応について</p> <p style="margin-left: 20px;">⑤ 「生活安全及び環境美化に関する条例」施行までの取組みについて</p> <p>(4) 一定規模以上の開発等に関する報告事項</p> <p style="margin-left: 20px;">⑥ (仮称)都営住宅(高井戸西一丁目北地区)A棟建設工事に係る緑化計画</p> <p>(5) その他</p> <p style="margin-left: 20px;">第4期環境審議会の発足について</p>	

会議の内容  
および  
主要な発言

- 1 第12回会議録の確認  
7ページ下から5行目 106を10<sup>6</sup>に訂正  
・確認
- 2 放射5号線建設事業に係る環境影響評価書案に関する意見書等について  
・報告を受けた
- 3 平成14年度ダイオキシン類調査結果(概要)について  
・報告を受けた
- 4 平成14年度第4回杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書  
・報告を受けた
- 5 外環道青梅街道インターチェンジ問題への対応について  
・インターチェンジを作って開削をすると地下水を分断してしまうのでは  
・練馬区の意向より、杉並区の立場・区民の立場に立って必要か必要でないかを検討してほしい
- 6 「生活安全及び環境美化に関する条例」施行までの取組みについて  
・条例施行までの周知、路上禁煙地区等の指定について説明を受けた
- 7 一定規模以上の開発等に関する報告事項  
・報告を受けた
- 8 その他  
・第3期環境審議会は今回をもって終了

第13回環境審議会発言要旨 平成15年6月5日(木)	
発言者	発言要旨
環境課長	皆様お集まりいただきましてありがとうございます。第13回の環境審議会の開会をお願いしたいと存じますが、開会前に、今回新しい委員が2名誕生しましたので、区議会からのご推薦をいただいた両先生に、環境清掃部長の委嘱状を差し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。その場でお立ちいただければと思います。
環境清掃部長	初めに、原口昭人委員です。 原口昭人様、杉並区環境審議会委員を委嘱します。任期、平成15年6月5日から平成17年6月4日。杉並区長山田宏。どうぞよろしく願いいたします。
環境課長	続きまして、横山えみ委員です。
環境清掃課長	横山えみ様。以下同文です。どうぞよろしく願いいたします。
環境課長	どうぞ今後ともよろしく願いいたします。 それでは、ただいま委嘱状を交付させていただいた原口委員、横山委員から、一言ずつご挨拶を賜りたいと思います。
C委員	ただいまご紹介いただきました原口昭人でございます。今度の区議会委員会で、都市環境委員会委員長をさせてもらうことになりました。また皆様のご協力をお願いしたいと思います。よろしく願います。
D委員	同じく都市環境委員会副委員長の横山えみと申します。環境は皆様の大変身近な問題として捉えられる時代になりました。より、区民に安心安全なまちづくりを目指していきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。
環境課長	ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。 続いて、この4月の人事異動に伴って、区側で出席させていただいているメンバーに異動がありましたので、ご紹介させていただきます。最初に、吉田建築課長です。続いて武宮緑化担当課長です。鈴木環境清掃部副参事です。鈴木については特命事項ということで、後ほどご説明いたしますが、安全美化条例関係の施行の仕事に携わっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。
会長	本日は、この時点で12名の委員さんのご出席をいただいております。第13回環境審議会は無効に成立いたしますことをご報告申し上げます。 なお、本日赤沼委員と花形委員については欠席の連絡をいただいております。佐藤委員については、遅れてお見えになるかもしれませんので、よろしく願いいたします。 それでは開会のほうよろしく願いいたします。 ただいまから、第13回の杉並区環境審議会を開催させていただきます。今月は環境月間で、また今日は「環境の日」ということで、随分セットがうまくいきすぎているようなところもありますが、いつもどおりご熱心にご討議をお願いしたいと思います。 前回でしたか、ものすごい議題で、内容も密で、皆様方お疲れになったと思います。それに比べれば、今日はまだ数の上では楽かなと思っておりますが、精いっぱい時間を使って討議できればと思いますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。 まず資料のご確認ということでよろしく願いいたします。資料1が、委員の皆様方には前もってご送付されたと思うのですが、第12回の杉並区環境審議会の会議記録が載

<p>L委員</p>	<p>っています。</p> <p>資料－2、放射5号線建設事業に係る環境影響評価案に関する意見書等について。資料－3が、ダイオキシン類の調査結果（概要）。資料－4が、杉並区の杉並区中継所に関する環境モニタリング調査。資料－5が、外環道青梅街道インターチェンジの問題。資料－6が、「生活安全及び環境美化に関する条例」施行までの取組み。資料－7として、都市整備の公園緑地課の記録がありますが、都営住宅の緑化の問題。</p> <p>皆さんの中で、欠けている資料等ありましたらお伝え願えればと思いますが、よろしいですか。</p> <p>それでは、進めさせていただいて、第12回の会議録の確認をしていただきます。先ほど申し上げたように、すでに委員の皆さんには事務局のほうからお送りして、確認していただいたと思いますが、特にお気づきの点がありましたら、お願いします。</p> <p>私が言うことでもないと思ったのですが、7頁の下から5行目が、1年間に<math>0.06 \times 10^6</math>になっています。下から5行目のいちばん左の所の数字ですが、<math>10^6</math>の「6」が10と同じ大きさになっています。</p>
<p>環境課長 会長</p>	<p>大変失礼しました。<math>10^6</math>ということになりますので、訂正させていただきます。</p> <p>いまのようなことでよろしいですか。訂正をお願いします。</p> <p>ほかにございますか。よろしいですか。それでは、ただいまの点は修正させていただいて、案をとらせていただきます。</p>
<p>環境課長</p>	<p>それでは、議事次第に拠り、資料－2の説明から始めさせていただきます。</p> <p>それでは、お手元の資料－2に基づいて、放射5号線建設事業に係る環境影響評価書案に関する意見書等について、ご報告申し上げます。この放射5号線建設事業については、ご案内のように本年1月に実施主体である東京都の都市計画局及び建設局から、同環境局に対して、環境影響評価書案が提出されたところです。その後、この環境影響評価書案に対する意見を求める都知事からの依頼がございまして、当審議会にもお諮りして、すでに答申をいただき、この答申を基にして、区長から4月18日付で都知事に意見書を提出してあります。</p> <p>その後、東京都から、どのような意見書が提出されたかということで、送付を受けていますので、今日ご報告するものです。</p> <p>資料をご覧ください、「記」の下です。関係区市町村長の意見として、これは後ほどご説明いたしますが、杉並区、世田谷区、三鷹市の2区1市長から、意見書が出されております。</p> <p>2ですが、都民の方々から、郵送、はがき、電子メールで、それぞれ都合19通の意見がありました。この内容については、現時点においては、個人情報でもあるということで、最終的には見解書が出てまいりますときに明らかになることと思いますが、本日のところは資料を付けてありません。</p> <p>ご参考までに、3、現在までの主な経過で、平成12年3月の総合環境アセスメントの試行から始まって、区長がこの4月に環境影響評価書案に対する意見書を提出するまで、主な経緯について記載してあります。</p> <p>次の頁が、区長が都知事宛に提出した環境影響評価書案に対する意見です。この意見書</p>

については、すでに委員の皆様方には区長から意見を提出した後、送付させていただいてありますが、今日改めて、世田谷区長、三鷹市長の資料とともにお届けしたいと思います。

新しい委員もおられますので、簡単にご説明させていただきます。意見書案の冒頭で、東京都知事が繰り返し披瀝なさっている1つの認識、つまり「環境問題は、もはや利便性との五分五分のトレードオフで済む段階をはるかに超えている」。あるいは「環境問題は、経済とのトレードオフではなく、生命とのトレードオフの関係にある」という認識を引いてあります。その上で、審議会の答申でもいただきましたが「始めに開発があって、できる範囲で環境に配慮する」という考え方ではなく、人間活動のあらゆる局面で、環境に配慮することを優先すべきということ、区長の考えとさせていただきます。

この観点から見たときに、今回の環境影響評価書案については、技術指針等に沿ったものであることは、外形的に認められるものの、玉川上水やその周辺環境の価値を認め、真摯にこれを保全しようとする姿勢として、十分ではないという認識を示してあります。これが前文です。

各評価項目ごとに簡単にご説明しますが、最初の「大気汚染」です。これについては、環境影響評価書案は、計画道路の供用開始後、二酸化窒素、浮遊粒子状物質のいずれについても、環境基準を下回るとしてありますが、現時点において、区が実施している大気環境の測定結果によれば、平成14年度においてはS PM1については短期・長期とも環境基準を達成しておりません。これらのことから、評価書案のいう、計画交通量が現在の暫定供用区間の約2倍になると想定していて、それにもかかわらず大気汚染は、評価書案の結論としては事実上減るということですが、これは直ちに首肯することが困難であるという考え方です。

実際には、今後低公害車の普及とか、あるいはもっと先には燃料電池車の普及等で、そういったものが減っていくことは大局的には予想はされますが、この際にこの環境影響評価における将来予測の手法として、そういう見込みというか、今後都が持っている「削減目標」を使用するのは必ずしも適当ではないのではないかという考えを表明しております。追加的には大気汚染防止対策をまとめてあります。

2の「騒音・振動」についても、現状において環境基準に達していない地点があることから、築堤や植栽を施すという内容になっていますが、いままで以上に騒音が大きくなるのが懸念されるということで、これについても追加的な対策をとった建設計画としてほしいというふうに述べてあります。

「水循環」については、工事終了後も、関係自治体と協議の上、一定期間地下水位の観測を継続するべきであるという考え方を述べてあります。

「生物・生態系」については、この玉川上水の周辺環境とともに、現在において、都市部ではかけがえのない緑の集積、生物の生息場所となっている。道路建設によって、生態系を大きく破壊しないというのが評価書案の考え方ですが、実際には審議会でもご議論いただいたように、地上・地中に生息する生物は、周辺環境と断絶されるというようなこともあって、厳密には「生態系を破壊しない」とはいえない。このことの重さをよく考えてもらいたいということです。

具体的には、植栽する樹種等について、玉川上水の既存の樹種との生態学的関連性を考慮して慎重に選定するなど、現状の生物・生態系を保全してもらいたいという考え方です。

5の「景観」については、道路建設なので、「快適性」「個性」などというものが評価書案の基本的な考え方になっていますが、区の考え方としては、既存の景観といかに調和した景観となるか、つまり、現状をいかに保全するかという考え方をとっております。

6の「史跡・文化財」については、この評価項目は、当初、この調査計画案では評価項目になっていませんでしたが、区長のほうから特に評価項目とすべきであるという意見書を出して、最終的に環境局長の意見書で評価項目になったものです。

この項については、審議会でもいろいろご議論いただいて、特に「歴史」ということでは、1本の樹にも何代にもわたる「記憶」がある。できる限り既存の環境を保全することが必要であるということです。崩落の危険箇所が指摘されているので、工事に当たっては十分な対策をとることを求めています。

ご承知のとおり、玉川上水については、文化財保護法上の申請がなされ、文化審議会では、一応この申請が通っているのですが、今後史跡として指定されていくことになると思います。その場合には、文化庁との十分な協議をしてもらいたいという話をしてあります。

最後に7の「自然との触れ合い活動の場」ですが、区市境になる牟礼橋付近においては、特に玉川上水に沿った遊歩道の連続性にできる限り配慮して、施工することを求めています。区長の意見については以上です。

次に、世田谷区長の意見書がありますが、全体としては、工事中、あるいは交通量の予測等についてきちんとやって、データも公表してもらいたいということ。それから、2点目の「水循環」については、予め工事に当たって宙水の状況を確認し、その保全に万全を尽くしてほしい。

「景観」については、見通しのよいもの。樹種は郷土種を採用する、これはほぼ杉並区長の考え方と実質的には同じですが、十分配慮してほしいということです。

「生物・生態系」については、新たな生息地が創出されるため、事業による影響は少ないとされているけれども、その新たな人工的環境が創出されるまでの工事期間中に失われ死滅してしまう怖れのあるものもあるので、この保全に配慮してもらいたいということです。

「環境施設帯」について、評価書案自体に杉並区等の関係機関と協議を進め検討していくと書いてあるけれども、築堤については、環境保全にとってどのような効果があるのかを明らかにした上で検討してほしいということです。遊歩道のアクセス箇所が限定されていることによる歩行者の安全・安心上の問題点を十分に検討してほしい。築堤によってかえって車道部分の高速走行を促さないよう、十分配慮してもらいたい等々の要望があります。

最後に、地元住民へのきめ細かな情報提供を行って、理解を求めよう求めています。

次に三鷹市長からの意見書です。5つの評価項目について、「水循環」については、ほぼ杉並区長、世田谷区長と同趣旨かと思えます。「景観」については、玉川上水が江戸時代からの歴史的な遺構であることを十分考慮して、無機質なものでなく周辺の環境に調和したものにしてもらいたいということです。これについても、各区市長の共通するところ

	<p>かと思えます。</p> <p>3の「史跡・文化財」についても、同趣旨です。4の「史跡・文化財」の項目、これは橋の保存。旧牟礼橋ですが、これについては歴史のあるものということで、工事の振動等で影響が出ないように配慮してもらいたい。</p> <p>5の「自然との触れ合い活動の場」については、玉川上水兩岸の遊歩道は、散歩やジョギングなどで利用する都民が非常に多いということから、三鷹市域と杉並区域との都民の往来も頻繁に行われている。この場合、両市区の境にできる新たな橋を横断する必要があるが、この安全性への配慮に欠けている面が見られるので、十分配慮してほしい。これについては、杉並区長の、ちょっと観点が違いますが、市境の所と共通した箇所です。以上が、二区一市長からの意見書の内容です。</p> <p>今後、この意見書を受けて、実施主体のほうで「見解書」というものを出すことになると思います。それが、多少流動的ではあると思いますが、おそらく本年の8月くらいに見解書が出てくるのではないかと。その後、その見解書に対して、都民の意見を聞く会等々が開かれて、また都民のご意見を聞く機会が設けられた上でプロセスが進行していくこととなります。放射5号線建設事業に関するご報告は以上です。</p>
会長 C委員	<p>では、ただいまのご説明についてご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。</p> <p>今日はじめて参加させていただいたものですから、申しわけないのですが、この評価書案に対する意見は、この審議会で出された意見を十分汲んでいるというふうに見えていいわけですか。</p>
環境課長	<p>本年4月11日に答申をいただいて、ほとんどその内容については、ほぼ100%、区長の意見書に反映させていただいたと申し上げてよろしいかと思えます。</p>
会長	<p>いま課長からお話がありましたように、私どもの審議会においても、この会議の時間、それから、家でいろいろ作文されて、その意見を事務局のほうに提出いたしまして、それを含めて、区長さんに対する答申の原案をつくって、それからそれについてまた議論をして、それを基に区長、都に対する意見書等についてということで答申されるわけです。</p>
B委員	<p>前回のときに、付帯意見を付けて、地下トンネルについて触れていたということを知ったことがあるのですが、それについての意見とか見解というのは何か出たのでしょうか。</p>
環境課長	<p>総合環境アセスメントのときの環境配慮書に対する意見は、もちろん区長から出しているわけですが、それに対して環境局長のほうから、審査意見書というものがきちんと出ておりますので、その内容はかなり杉並区長の意見書の内容が反映されたものと思われま</p>
都市計画課長	<p>す。</p> <p>いわゆる地下トンネル案についての東京都の見解というのが、2月28日付で石原都知事から山田区長宛に「回答」という形でいただいております。この地下トンネル案については、検討はしたけれども、放射5号線が自動車専用道路ではなく一般道路である。このため沿道利用の定義や地域の生活道路との接続が必要である。また、地下トンネル案は、大規模な構造物が必要になる。換気施設も必要になる。平面案に比べて事業費が約2倍程度に増大する。</p> <p>それから、トンネルの導入部等で、さらなる拡幅が必要となり、関係地権者や用地買収面積が多くなるというような理由で、採用しないというふうな回答をいただいております。</p>

<p>会長</p>	<p>す。</p> <p>ほかにございますか。それではほかにはないようですので、次に移ります。「平成 14 年度ダイオキシン類調査結果（概要）について」、それは資料－3 です。資料－4 が「平成 14 年度第 4 回杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書（速報）」です。環境課長から、お願いします。</p>
<p>環境課長</p>	<p>初めに、資料－3 をご覧いただき、「平成 14 年度ダイオキシン類調査結果（概要）について」ご報告申し上げます。今回ご報告するのは、本来であれば最終回のご報告をして、全体を見ていただくということになりますが、平成 14 年度中のダイオキシン類調査の結果を、全体に俯瞰していただき、杉並区内のダイオキシン類の動向について、お目通しをいただくということで、細かいことは今回は省かせていただいております。</p> <p>最初の資料にあるように、「大気」、これは今年度から 7 日間連続測定という考え方で行っております。これを月 1 回、計 12 回。昨年度まで全国的に 24 時間測定でしたので、これとの比較をするために、今年度については 24 時間測定を都合 4 回行ってしております。河川の水質についても 2 回、土壌 1 回、松葉 1 回の調査を実施しております。</p> <p>次の頁で、大気については 7 日間測定の調査結果ということで、4 月から 3 月まで、各月 1 回ですが、今年度については、かなり環境基準を十分に下回る値で推移しております。区がダイオキシン類の測定を本格的に行いはじめたのは、平成 11 年度になります。率直に申し上げて平成 11 年度から平成 13 年度までは、年平均値では上昇を続けていました。それに対して、年平均値で 0.11 で、環境基準の <math>0.6\text{pg} \cdot \text{TEQ} / \text{m}^3</math> を十分に下回った数字ということになっております。</p> <p>また、昨年までの 24 時間測定との比較のために、次の表ですが、24 時間測定を 4 回行ってありますが、これについても年平均値が 0.10 で、昨年度の年平均値 0.27 を大きく下回っている状況です。</p> <p>河川の調査については、第 1 回、夏の 8 月と第 2 回、冬の 2 月に行っております。水質については、年平均値で 0.33、底質については 7.6 ということで、水質については基準が <math>1\text{pg} \cdot \text{TEQ} / \text{l}</math> ということですので、これも年平均値としては十分に下回っています。底質についても、環境基準が <math>150\text{pg} \cdot \text{TEQ} / \text{g}</math> ですので、それに対して 7.6 ということで、これも十分下回っている数字ということになります。</p> <p>平成 13 年度に比べても、表のいちばん右側ですが、水質の 0.78、平成 13 年度に対して平成 14 年度が 0.33、底質が 17.6 に対して、平成 14 年度が 7.6 ということで、平成 13 年度に比べても下回った数字になっているという状況です。</p> <p>松葉の調査では、平成 13 年度と同じような考え方をもって、区内を 9 つのメッシュに分け、そこに生息する松の葉を採取して、混合して分析をするという手法をとっています。これについても、平成 13 年度の 9 地域平均値の <math>5.9\text{pg} \cdot \text{TEQ} / \text{g}</math> という値から、4.9 という値に下がってきております。</p> <p>全体として、このダイオキシン類の動向としては、かなり低くなってきている。少なくとも平成 14 年度の測定結果を見る限りは、そのように言えるかと思えます。</p> <p>続いて、資料－4 をご覧いただき、平成 14 年度第 4 回の杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書、本日は速報ということでご報告させていただきます。</p>



資料-4で、平成14年度に都合4回の調査をし、3回目まではすでにご報告申し上げましたが、本日のご報告は最後の第4回分です。

「調査日」は、本年2月13日、14日。「調査地点」については、杉並中継所と周辺200メートルの4地点。公園南西角の公共下水流路等々で測定しています。「調査項目」については、廃気、大気関係、排水関係のご覧のような項目です。

2月13日には、排気・大気関係では、ダイオキシン類の調査、排水関係の調査、翌14日に排気・大気関係のダイオキシン以外のベンゼン等の項目について調査をしております。

次頁の「調査結果」については、まずダイオキシンを除くベンゼンなど23項目についての排気・大気関係の結果です。杉並中継所の排気塔・換気塔において、平成14年度に行った第1回から第3回の調査に比べて著しく飛び抜けた数値というのはありませんでした。ただし、ジクロロメタンとトリクロロエタンについては、排気塔・換気塔とも、前回より高い濃度となっております。

東京都の環境確保条例による規制基準のある11物質については、すべて基準値以下の濃度でした。その様子は、次の頁の表1に掲げてあります。いちばん左のほうに項目名としてジクロロメタンとあって、その欄の中が4つに分かれています。これは、平成14年度に行った第1回から第4回までの調査結果を示してあります。今回排気塔で $350\mu\text{g}/\text{m}^3$ という値になっています。これは、第2回するときには840という数字、あるいは第1回するときには490という数字が出ていて、この年度内では確実に高い数字ではありませんが、この値自体は、全体、これまでの環境モニタリング調査の中でも、高い部類の数字であるということです。規制基準が $\mu\text{g}$ に直すと20万という数字になるので、それから比べると低い数字ですが、こういう値になっています。

トリクロロエタンについても、今年度で最も高い数字が出たというわけではありませんが、比較的、特に第3回の数字と比べると、若干高い数字が出ております。

前の左側の頁に戻って、排気・大気関係は杉並中継所周辺4地点での測定結果で、ジクロロメタンについては高い濃度となっていました。特に東側、「周辺東」という所ですが、この環境基準と比べてどうかというときには、年平均値と比較することになるので、1回だけ高い値が出たからといって、環境基準を越えたという言い方はしませんが、あえてスポットの1回の数字と環境基準の値を比較するとすれば、この東側で今回環境基準よりも高い数値が出ています。

右側の頁の表2を見ていただくと、2番目の表に「杉並中継所周辺地点の濃度」ということで、ジクロロメタンの欄があります。今回「周辺東」ということで、 $180\mu\text{g}/\text{m}^3$ ですが、180という値が出て、いちばん右側の環境基準の150と比べていただくと、これを超過した値になっているということです。

過去には、今年度第2回の調査のときに、周辺南という地点で、220という値が出たことがあります。年平均値としては、 $82\mu\text{g}/\text{m}^3$ となって、環境基準150の範囲内ということになっていますが、スポット値としては、環境基準を越えたということです。

硫化水素についても、前回までに比べて若干高い数字となっているということです。前回、トルエンがかなり高い値が出ていましたが、今回の調査では、低い値に戻っていると

	<p>いうか、低い濃度となっています。環境基準のあるベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの4物質については、すべての地点で基準値以下となっております。以上が排気・大気関係です。</p> <p>続いて②の排気・大気関係のダイオキシンの関係ですが、今回は前回までとほぼ同じ濃度範囲で、一般大気環境と同程度でした。たまたま、先ほどご紹介した一般的なダイオキシン類調査を行っていて、同日に行っていますので、これと比べると、5地点の結果の濃度範囲が0.11から0.070pg-TEQ/m<sup>3</sup>の範囲で、中継所に隣接した井草森公園で調査した濃度は、区内全域と同程度で、環境基準に比べても低いということで、ダイオキシン類についてはまず問題のない値であるということです。</p> <p>最後に排水関係で、今回は全体としては前回までの調査と、濃度範囲は同程度であったということです。ただ、排水中に、シアンが微量ですが検出されています。それから、槽上部の空気調査では、硫化水素がやや高い濃度となっているということです。</p> <p>その様子は右頁の表4、いちばん下の表ですが、「排水中の濃度」という表に出ています。シアンの項を見ていただくと、第3回調査のときに、排水処理後の値として、0.04、これはmg/lですが、今回も同じく排水処理後に若干出ているということです。ただ、濃度的にはあまり問題となる濃度ではないということと、最終的に地下污水槽を経由して、公共下水道に流出するときには、検出下限値以下となっておりますので、下水道は排除基準上の問題もありません。</p> <p>空気中の硫化水素ですが、今回は、地下污水槽で21、これは単位はμg/m<sup>3</sup>です。それから公共下水道において、15という値で、これまで過去3回に比べると若干高めの数字が出ています。これは濃度に直すと、例えば公共下水道での15という数字は、大ざっぱですが、約0.01ppmに当たります。これは、硫化水素の臭いというのは、皆さんご存じかと思いますが、0.3ppm くらいの単位になると、どなたでもというか、嗅覚もそれぞれ鋭い、鋭くないというのがありますが、どなたでも臭いがするといわれています。それに比べると、この15という値は、大体0.01ppmということで、かなり下回った数字です。ただ、今回は過去3回に比べると、やや高い数字が出ているということです。</p> <p>ジクロロメタン等々の動向については、今後も注意していきたいと思いますが、全体として見たときには、年度の濃度範囲に大体おさまっている。ダイオキシンについても十分下回っているという状況です。</p> <p>それでは最初に資料-3のダイオキシン類の調査結果について、ご質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。</p> <p>ちょっと教えてください。河川調査のほうで、杉並区には善福寺川と神田川が通っていると思いますが、この2つの川でも、川の、平均になっているかと思うのですが、違いというのはほとんどないのでしょうか。</p> <p>平成14年度の河川の調査の中では、実際には橋の地点で水を採取するということになっておりますが、善福寺川で1箇所、神田川で2箇所、玉川上水で3箇所、採水してあります。</p> <p>例えば、善福寺川の尾崎橋という所で採水していますが、この年平均値は0.042という値になっています。</p> <p>神田川については、2箇所で採っていますが、高いほうでも0.16という値になってい</p>
会長	
B委員	
環境課長	

	<p>て、これを年平均値でとると、平成 14 年度の河川の水質については、1 箇所を除いてすべて環境基準を下回っています。</p> <p>実は、1 箇所、玉川上水から神田川に落ちる所で、実は昨年度は高い値が出て、年平均値で見ると、1.1 ということで、0.1、環境基準を超過している状況でした。これについては、前年からその兆候があったものですから、平成 13 年度の末から、東京都とも連携して、一定の調査をしております。なかなか難しい問題ですが、現在のところ、東京都の環境局のほうでも、一定の感触をもっていて、落葉がかなり川床で腐食しているような所は、玉川上水に限らず、ダイオキシンが高くなる傾向がある。これはまだ調査中で、ちょっと言い切れません。ですから、大気環境とか、そういうことに必ずしもかわらず、そういうケースが現在調査中の中間の感触ということになります。ですから、ほとんどそこ以外は、環境基準を十分下回っている数字となっております。</p>
B 委員	<p>いま「兆候」と課長がおっしゃったのですが、それは落葉として捉えてよろしいのでしょうか。そういう兆候が見られたということ。</p>
環境課長	<p>平成 13 年度の河川のダイオキシン類の調査ときに、やはり平成 13 年度中に高い値が、この場所というか、玉川上水から神田川に落ちる放流口の所ですが、2 回連続で高い値になって、そのことから東京都とも協議をして、調べてみてもらいたい、私どものほうでも調査を続けますけれども、ということで、調査しているものです。</p>
F 委員	<p>毎回申し上げて恐縮ですが、特に善福寺川の水質で、大雨の後の放流の場合、大変放流してしまうのですが、この年間雨水調査では、日にちを決めて調査、これはこれで結構なのですが、大雨の後の雨水を放流した時というのは、極端に悪いと思うのです。大雨の後、下水を放流した後の水質調査を是非お願いしたいと思うのですが、ご検討いただけますでしょうか。</p>
環境課長	<p>いまご指摘がありました。さまざまな方が同じようなご懸念をお持ちだと思います。ある意味では一時的な溢水とか、そういう状況の中で攪拌されて底質が巻き上げられたりして、非常に水質が悪くなる時点というのはあると思いますが、大体それが過ぎると戻るといふこともあると思うのです。ご意見は今後の参考にさせていただきたいと思います。</p>
C 委員	<p>1 つは、せっかく大気汚染のほうのモニタリングもそうなのですが、できるだけわかりやすくするために、難しいかもしれませんが、グラフ化してもらおうと、非常によく見えるかなと思うのです。大気汚染についても、年平均では、確かに平成 14 年度は下がったという数字ですが、平成 11 年度、平成 12 年度についてはどうだったのかということが見れば、もっとわかる。</p>
環境課長	<p>もう一つ、今年、平成 14 年度が低かった理由というのは、どういうふうにお考えでしょうか。</p> <p>まず、もう少しビジュアルにというご意見については、今後工夫させていただきたいと思います。</p> <p>平成 14 年度、過去に比べて低い値に転じたという理由は、これは現時点では推測させていただくしかないと思います。国のほうでもかなりダイオキシンの対策についてはいろんな手を打ってきて、この評価については、いろいろ是非があると思いますが、特に焼却炉の規制とか、かなり強力に行っていました。</p>

	<p>1つには、その成果が表れたかなというふうに考えております。とは言っても、食物中のダイオキシンとか、課題はいろいろあるわけですが、特に大気については、焼却炉の規制基準が格段に厳しくなりましたので、そういうことも影響しているだろうと思いますし、今後ともダイオキシン類の調査については、平成14年度、減少に転じたといっても、今後もきちっと見ていかないとはいけませんので、引き続き調査をさせていただきます。</p>
C委員	<p>松葉調査の結果ですが、これだけ見ると、単位はピコグラムで、同じかと思うのですが、平成13年度、平成14年度も、5.7、4.9という数字できています。これは、24時間、また7日間の測定結果と比べると、えらく違うのですが、これはどういうふうに見たらいいのでしょうか。</p>
環境課長	<p>大気中の、例えばダイオキシン濃度とは全く違う。これは、松葉を選んでいるのは、比較的松葉の場合には大気中のいろんな物質を吸着する能力が高いというか、したがって、逆に言うと大気の様子をよく表すということから、そういう考え方があって、これは、民間のいろんな環境団体から発していて、私どもも参考までにさせていただいているのですが、そういう意味では、言ってみれば周辺環境の、ダイオキシンに限らず、いろんな物質を吸着した結果ということになるので、大気そのものに含まれている濃度よりは、値としては高くなるというふうに考えられます。</p>
G委員	<p>玉川上水から神田川に落ちる所で、昨年度高い数値が出たということは、落葉が腐食しているのが、他の地点よりも多かったという見解ですか。それで、今年度はそこはそんなに数値が高くない。それは、例えば落葉が問題だったから、落葉をとったとか、そういう意図的な行為はあったのかどうか。というのは、落葉が水、川とか池とかで腐食するという事は、自然界ではよくあることですね。そういうことは、はたして取り去るべきことなのか。そのまま置いておいても問題がないのかとか、そういうことに何か話がいきそうな気がするので、ちょっと教えていただきたいと思います。</p>
環境課長	<p>ご紹介したのは、実は平成14年度が始まって比較的早い回の環境審議会で、この話はさせていただいたと思います。東京都と共同して調査をしているということで、それから、率直に申して、1年経っております、東京都のほうでもまだ正式に調査結果という形では、公表していないのです。</p> <p>ただ、もうこの河川の水質で、ダイオキシンの濃度が高い値が出たということをご紹介してから、かなり時間が経っているので、あえて中間的な、一応感触としてお話をさせていただきました。</p> <p>ですから、それは最終結論ということではありません。そういう要素もあるかもわからない。その上で申し上げますと、例えばいま松葉の話が出ましたが、植物、おそらくは私どももそうだと思いますが、呼吸によってダイオキシンが吸着している。その葉っぱが水の中に落ちて腐食していく過程の中で、ダイオキシン類は、ご存じのとおり、かなり壊れにくいものですので、再び水中に流出していくということもあるかもしれません。</p> <p>逆に言うと、じゃあ落葉は全部さらわなければいけないかということになりますが、1つには、大気中のダイオキシン濃度というのが今後かなり低くなってくるとすれば、それで吸着されるダイオキシン量というのでも低くなっていくわけで、その辺との兼ね合いで考えていかなければいけないのかなというふうには思っています。</p>

<p>会長 B委員</p>	<p>次に、資料-4、環境モニタリング調査について、ご質問ご意見ございますか。 ちょっと教えていただきたいのですが、中継所の排気塔の所のジクロロメタンですが、第3回のトリクロロエタンもそうなのですが、私の知っている限りでは、すごく低いなど思ったのですが、これは何か理由があったのでしょうか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>ジクロロメタンについては、率直に申し上げて、これが原因であるということはなかなか申し上げられません。平成14年度の4回の調査のうちで、先ほど第3回ときはトルエンが高かったというお話を、今回の資料の中で触れておりますが、これについては、周辺でかなりトルエンを使った作業がなされておりました。それについては確認してあります。大気中でも、かなり臭気が漂うということで、そういうことが一つ原因だったかということですが。</p> <p>ジクロロメタンの場合には、いわゆる溶剤といいますか、いろんなものを溶かす溶剤、あるいは剥離剤、いろんなものを剥がすときに使われるということで、いちばん単純に考えると、これは推測の域を出ませんが、排出されたいろんな不燃物の容器の中に、そういうものの残量があったということ、すべて排除することはちょっとできないと考えております。</p>
<p>C委員</p>	<p>中継所の排気塔・換気塔、周辺地点の濃度の関係でいくと、大体中継所からの排気の数値が高いときに、周辺もちょっと高いときが重なっているときはあるけれども、全体がそうとばかりはいえないのですが、風向の関係とか、この関係はもうちょっと精査する必要があると思うのです。そういう点ではどうだったのでしょうか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>いくつか顕著な物質について、いわゆる相関関係というか、中継所の排気塔・換気塔で高かったときに、周辺でどうなのかということで、いまご指摘がありましたように、かなり高い相関関係が認められる物質もあります。</p> <p>一方、今回の調査で申し上げますと、排気塔・換気塔では、トリクロロエタンがかなり高かったのですが、周辺ではそういうことはありませんでした。</p> <p>これはなかなか難しいのですが、おっしゃるとおり、分子量、つまり重さがどのくらい重い物質で、どのくらいまで届いて、その場合に排気塔と換気塔と周辺地域でどういう相関関係があるかということは、いくつかとってありますが、統一的にそれを説明できるようなうまい説明はちょっとできないのです。</p> <p>いま、相関関係がある物質もあるし、同じ回でも、現状においては無い物質もあると、そういうことしかいまのところ申し上げられません。</p> <p>ただ、かなりデータも蓄積されてきたので、今後、今年度については、昨年までとは、回数とか調査する物質について、いろいろ工夫をして、だいぶ変えております。それとともに、これまでのデータについても、いろんな角度から、もう1回分析をしてみたいと思っております。</p>
<p>C委員</p>	<p>硫化水素も、中継所の最初の問題で出されたのですが、今回も結構高い数字になっているということは、これは硫化水素が出ないようにということで、排水の中で、できるだけ早く、硫化水素が発生しないうちに排出しようということで測られてきたわけです。</p> <p>今回、数値的には出されていないけれども、地下汚水槽、公共下水槽など、結構高い数値になっているのですが、これは何か、特に硫化水素といった場合には、排出される物質</p>

環境課長	<p>とはそんなに関係ないような気もするのです。</p> <p>そういった点で、今後この硫化水素の数字が、排出されるときには、低いのがいいのでしようけれども、今回高かったというのは何か搬入されたものにあっただのか、そういうものは調査されていますか。</p>
会長	<p>確かに硫化水素については、かなり排水処理のときに、硫化水素を発生させないようなプロセスを差し挟んで、そういうことのないようにしているわけですが、実際には地下汚水槽というところが、本日の資料の表の中にありますが、この段階では、いろいろな、いわゆるトイレとか、そういう雑排水と合わさります。そういうことも一つあるかもしれませんが、これからもきちんとモニタリングはしていかなければいけないのですが、先ほどご紹介したとおり、ある程度の値になっているということは、きちっと注視していかなければいけないのですが、この値では、比較的低い濃度だというふうに考えています。</p>
都市計画課長	<p>ありがとうございました。原口委員からもご希望がありましたように、データがかなりいままで蓄積されて、予後に関するもありますし、これをどのように読むのかということが、数値そのものより大事です。次にどういう対策を講じればいいのか、あるいは周辺環境についてどう考えていけばいいのかと、いろいろとありますし、できるだけ科学的なデータをとっているわけですから、他の事例も含めて、研究論文のようなものをご参考になって、その読みをどのようにするのかということがいちばん大事になってくると思いますので、その辺、よろしく今後努力していただきたいと思います。</p>
都市計画課長	<p>では、4番目の「外環道青梅街道インターチェンジ問題への対応について」都市計画課長から資料-5について、お願いします。</p> <p>「外環道青梅街道インターチェンジ問題への対応」ということで、今日までの区の対応、また現在の状況について、概略をご報告させていただきます。</p> <p>外環道計画は、昭和41年の都市計画決定以来凍結されてきました。その後、都知事および国土交通大臣の計画予定地視察を機に、平成13年に高架構造を地下構造に変更する「計画のたたき台」が発表されました。その後、国および都は、平成15年3月14日「外環道に関する方針」を公表しました。この方針を軸に地元の意向等を把握し、早期に外環に関する結論を出していくことになりました。区としては、青梅街道インターチェンジ問題について、区民の皆様から幅広く意見を聞き、区の方針を策定することにしました。</p> <p>記書きの1ですが、3月に発表された国および都の「外環道に関する方針」の要旨です。ポイントは2つで、沿線への影響を小さくするために、本線はシールドトンネルと3つのジャンクションを基本構造とする。トンネル構造は、3車線を収容する長距離シールドトンネル2本とし、外径は約16mに縮小する。地上部への影響を小さくするため、極力、大深度地下を活用する。2番目のポイントとして、インターチェンジについては、今後、地元の意向等を踏まえながら、設置の有無について検討するものとし、青梅街道インターチェンジについては、さらに地元の意向を把握していくというのが、3月14日に発表した国および都の方針の要旨です。</p> <p>これを受けて、区としては現在、2のような対応をとっているところです。(1)「区民意向の把握」ですが、1つは『広報すぎなみ』5月1日号で関連情報を掲載し、紙面印刷のアンケート用紙及び区の公式ホームページにより、5月1日から21日までの期間アン</p>

	<p>ケートを実施し、区民の意見を聴取したところです。2つ目は、5月15日の夜に外環道青梅街道インターチェンジに関する「意見を聴く会」を桃井第四小学校で開催し、区民の意見を聴取しました。</p> <p>(2)「学識経験者の意見聴取」ですが、区内にお住まいの学識経験者、分野としては都市政策、環境政策、交通政策、公共経済に係る学識経験者4名で構成した「外環道青梅街道インターチェンジ問題調査会議」を設置し、環境政策の分野からは、当環境審議会の会長でいらっしゃる丸田委員にも参加していただいております。2つ目として、5月19日に第1回、6月3日に第2回、6月11日に第3回、6月23日に第4回と、全部で4回の開催を予定しています。3つ目として、外環道青梅街道インターチェンジ問題に関して、この調査会議が調査をし、6月下旬までに区長に調査報告を行う予定です。</p> <p>(3)「内部検討組織の設置」ですが、都市整備部長を会長として、関係部課長11名で構成する「外環道青梅街道インターチェンジ問題検討会」を設置し、検討中です。検討会は、6月中旬までに検討結果をまとめる予定になっています。</p> <p>2枚目のA3版の資料は、5月15日の夜に桃井第四小学校で行われた「意見を聴く会」で使用した資料です。2枚目の表の写真の右側の「東京外かく環状道路計画とは」で、これまでの経過を簡単にまとめてあります。また、写真の下、左側に、3月14日に発表された国と東京都の外環に関する方針の要旨が記載されています。その中で、※として黒ゴシックで「大深度地下」と書いてあります。この大深度地下はどのようなものかですが、大深度地下使用法では、次の①または②のうち、いずれか深いほうの地下となっています。</p> <p>「地表面から40m以上の深い地下」または「建築物の基礎の設置のための利用が通常行われなない深さ」、建築物の重さを支える地盤である支持地盤の上面から10m以上深い深さです。この大深度地下は、通常利用されていない空間ですので、公共の利益となる事業のために使用权を設定しても、原則として事前に補償を行うことはないという考え方になっています。この頁の右下に、インターチェンジ設置により想定される効果と影響をそれぞれ3つずつ、表にまとめて記載してあります。</p> <p>裏面ですが、右側に東京外かく環状道路の計画、また既に供用されている部分を含めた概略図、左側に外環道計画の青梅街道インターチェンジの位置を略図で示したものを図面として記載しています。</p> <p>どうもありがとうございました。大変大きな問題が急に下りてきて、事務局のほうも大変だし、私も調査会のメンバーになっており、短期間で答申をまとめなければいけないということで困っているわけです。経過報告を含めて、事務局のほうから説明があったと承りたいと思います。質問等がありますか。</p> <p>2つ質問があります。1つは、日本では高速道路と高速道路の交叉、あるいは接続点をジャンクションと言っているようですが、ここでいうと関越道1つ、中央道1つ、東名高速1つと、3つのジャンクションです。このうち割合杉並に近いと考えられる中央道のジャンクションですが、左側の図を見ると下のほうに寄ってきますので、杉並区内は外れて、あるいは三鷹市に入ることかと思うのです。中央道とのジャンクションはどの辺になることが予想されるのかという点が1つです。もう1つ、区で実施したアンケートについて、結果をまとめられたかどうか、その結果をお聞きできるかどうか。その点について2つお聞</p>
会長	
F委員	

都市計画課長	<p>きしたいと思います。</p> <p>中央道とのジャンクションは三鷹市になります。2点目のアンケートの集計結果ですが、現在も集計結果を詳しく分析中です。広報によるアンケート、区公式ホームページによるアンケート、合わせて5,984人の方からの回答がありました。約6,000名近い方から回答をいただきました。少し前置きをしますが、この数字については区内全体の傾向、あるいは地元である善福寺、あるいは西荻北、上井草などの地域によって、かなり違いが出ております。したがって、区がこの問題について、区内全体のアンケートの結果だけで結論を出すということは、全く考えておりません。これを前置きしたうえでお話いたします。</p> <p>区内全体で見ると、このインターチェンジが「必要である」あるいは「どちらかといえば必要である」と答えた方は60.6%、約6割です。また、「必要ではない」あるいは「どちらかといえば必要でない」と答えた方は37.4%です。そして、地元の善福寺の地域については、「必要ではない」あるいは「どちらかといえば必要ではない」という方は79.5%、また「どちらかといえば必要」あるいは「必要」だという方が18.5%です。善福寺、西荻北、上井草等の中央線よりも北側で、環八よりも西側で、かつ西武線よりも南側の地域の比較的計画地に近い周辺では、「必要ではない」あるいは「どちらかといえば必要ではない」という方が約6割となっています。「必要」あるいは「どちらかといえば必要」という方が約38%となっています。</p> <p>つまり、区内全体で見ると、「必要」あるいは「どちらかといえば必要」だと答えた方が6割いますが、計画地の周辺ということで、善福寺ないしはもっと計画地の広い範囲で見ても、「必要ではない」という方が約6割という非常に対照的な傾向が示されています。区としては、この地域を詳しく分析することや理由についても、集計結果が出ているので、その理由も詳しく分析して、このアンケート結果を今後の検討の1つの判断材料にしていきたいと考えています。</p>
N委員	<p>地下水のことについてお聞きしたいのですが、地下水は西から東へ流れているので、今度、外かくとちょうど交叉するようになったのです。そういうことで、善福寺池を控えて、いろいろな地下水の問題が起きてくるのですが、その点について区のほうで見届けていただけたらありがたいと思います。</p> <p>もう1点、沿線の隣に桃井第四小学校があるのですが、そこは開削で、インターチェンジができると、ちょうど学校の脇なのです。ですから、学校でいま非常に問題が起きています。というのは、一部にはあの学校が閉鎖されとか、あるいはどこかに吸収されるという話が出ています。PTAもそのほかの学校も、これをどうしたらいいのだろうということで動揺しています。区の小学校の問題なので、区のほうでこれに対する方針等があれば聞かせていただければありがたいと思います。</p>
都市計画課長	<p>1点目の地下水の問題については、自然環境、特に地下水に極めて深刻な影響が及ぼされるということで、私どもとしてもこの事業を行う国および東京都に対して、地下水の状況、あるいは仮にインターチェンジを設置する場合に、地下水の対策を具体的にどのように行うのかといった点について、国および東京都に対して詳しいデータを示すようにということで、再三にわたって要請しているところです。</p> <p>桃井第四小学校の件に関しては、私どももいま指摘があったようなことも聞いていま</p>



K委員	<p>す。6月14日(土)に桃井第四小学校のPTAの方から要望がありましたので、小学校のPTAの方を対象にした説明の機会を持つ予定にしているところです。</p>
	<p>いま地下水の話が出たのですが、地下水は善福寺の池の水の保持の問題と、周りの下流の湧水の関係があると思うのです。特に原寺分橋の少し下にある湧水のポイントというのは、地下の礫層を流れた水だと思うのです。そういう意味では、開削をして礫層を分断してしまうという工法になるのではないかと気にしています。もともと大深度、40m以下ということになると、礫層の下に入るのかと思っていたのですが、あの部分はインターチェンジも含めて開削であるということを知って、かなり影響が大きいのではないかと思います。そういう意味で、地下水の問題は慎重に検討していただきたいと思います。善福寺川はあの辺が水源ですから、水源の水を枯らすと、下流も当然環境が変わります。そうすると、下水の処理水だけが流れる川になってしまう可能性もあると思うのです。もう1つは、どうしても地下のトンネルを作るといっているのであれば、トンネルの排水を設備として作るはずだと思うのです。それはきれいな水ですから、それを川の維持用水として善福寺川の上流に出していただきたい。それを都にお願いしたいと思います。</p>
都市計画課長	<p>いま地下水分断について意見がありましたが、私どもも地下水の問題は極めて深刻な影響のある問題だと認識しておりますので、国および東京都にしっかり要請はしたいと考えています。</p>
A委員	<p>道路の車線数を言う場合は、普通は往復の車線を言うのではないと思うのです。3車線というのは片側3車線という意味ですね。外環で片側3車線必要だという考え方は、都のほうから何かあるのでしょうか。</p>
都市計画課長	<p>平成13年4月に発表された計画のたたき台という中で、現在の都市計画は外環は40m道路で地上部ということになっていますが、これを地下にした場合に、片側、上下2つのトンネルで、3車線という計画が示されています。それに基づいて、現在も国および都がそういった方針を公表しているということです。</p>
A委員	<p>計画では、上下になって3車線ずつという考え方なのですか。</p>
都市計画課長	<p>トンネルが2本できるわけです。方針の中ではそれぞれ3車線ということで定められております。</p>
C委員	<p>1点はいまの地下水の問題ですが、これは大変重要な問題であることは間違いないと思うのです。特に大深度ということで、説明であった40mという深さとなると、私たちは素人だからわからないのですが、かなりの水脈が切られてしまうのではないと思うのです。もう1つはこの水脈にもかかわることなのですが、道路計画そのものが30年間ストップしたままだということであるのに、先ほどの話だと短期間でこの6月に一定の意見をまとめるという非常に厳しい状況があるかと思うのです。いまの状況の中で、しかも資料がまだほとんどないような感じではないかと思うのです。地下の水脈も調べていないような状況だし、そういう点ではインターチェンジもそうなのですが、道路そのものを作るというのが先あって、調査があとから来ていると考えるのです。そうすると、インターチェンジを作るにおいても、まず計画がある。だから作るのだ。影響はそのあとだと。動き出してしまうと、もうストップしないのがいままでの建設のあり方なのです。そういう点では、いまの外環についても、しっかりと地元の意見を聞くということが前提になっている</p>

都市計画課長	<p>わけですから、そういう点では十分な意見を聞く形をとりながらいく必要がある。特に計画そのものだけが独り歩きしているような状況にあるのではないかと思います。これは1つの意見です。</p> <p>2点目は、5月15日に地元での説明会を開催し、「区民意見を聴取しました」とありますが、ここで出された意見はどういう意見が多かったのか、お聞かせ願いたいと思います。</p> <p>学識経験者の意見聴取は4名となっていますが、これまた大変な負担になるのではないかと思います。その方面での権威者ということではあるでしょうけれども、負担はかなり大きくかかってくる。しかも6月いっぱい調査報告を行うと、調査がどういう報告になるのか。いちばん大きいのは、インターチェンジに関して言うと、交通量と水の問題、開削部の問題、あと何週間しかないという中で、果たして十分な検討を行うことができるのかという点で非常に疑問を持ちます。そういう点では、もっともっと十分な時間をとって、30年もストップしたのだから、何も1、2年で決着をつけなければいけないものではないと私は思うのです。</p> <p>私が現時点で杉並区の担当課長としてお答えできる範囲で、お答えさせていただきます。国土交通省が作成した「地下水の状況」という資料があります。これは青梅街道周辺の地質と地下水の状況について、文献等から取ってきたものです。それによると、浅層地下水位というものが地表から大体十数メートルぐらいの時点にあります。その下に武蔵野礫層というのが大体10mぐらいの層を成しています。深層地下水というのは、約50mぐらいの深い所です。これは文献等から調べた国土交通省の説明ですが、インターチェンジを作って開削をすると、浅層地下水を分断することになります。したがって、綿密な地下水対策が必要になる。既に環八の井荻トンネルでそういった事例があるので、井荻トンネルの実績というか、結果等を踏まえながら、国および都は浅層地下水位の分断に対する対策を講じることになろうかと考えています。</p> <p>大深度地下は40m以上深い地下を想定しているのので、仮にインターチェンジの設置がなくて、大深度地下というトンネルだけですと深層地下水の問題がありますが、浅層地下水の下をトンネルが通ると、地下水に対する影響は開削をするよりはるかに小さなものになると想定しています。ただ、それにしても全く影響がないわけではないので、どういった影響が出てくるのかについて、国に対して具体的な資料の提供を求めているところです。</p> <p>5月15日の「意見を聴く会」での状況ですが、317人の出席があり、発言された方が31名ありました。地元の方がほとんどだった関係から、31人のうち反対の意見を述べられた方が30名、賛成の趣旨で意見を発表された方が1名でした。また、当日、出席者からアンケートをとりましたが、そのアンケートにお答えになった方が250名、そのうち約8割の方がインターチェンジの設置については反対であると答えています。</p> <p>最後の調査会議の関係ですが、確かに調査会議の委員の先生方には大変大きな負担といえますか、大きな課題ということでご尽力いただくことになろうかと存じます。ただ、現在までの経過で、国と都が3月14日に発表した方針の中では、既に練馬区のほうではこの青梅街道インターチェンジの設置を求める区長の要望、あるいは区議会の促進連盟からの要望が都知事宛、国土交通大臣宛に出されています。したがって、杉並区は慎重な検討</p>
--------	---

	<p>ということを従来から繰り返し発表していますが、この問題について、一定の方針の下に国および東京都に対して意見表明をしないと、練馬区の意向のみが尊重されてしまうのではないかと私どもは大変危惧しているところです。</p> <p>そこで、幅広く区民の皆様から意見を聴くと同時に、地元の方からきちんと意見を聴き、限られた時間で、またデータも限られておりますが、現時点での調査会議としての報告を出していただくということです。確かに検討するには十分な時間が必要なのではないかとこの意見もあろうかと存じますが、やはり6月中には一定の方針を決めて、杉並区として国と都に対してきちんと意見を表明したいと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>いま言われた5月15日の「意見を聴く会」の概略、数字もあつたのですが、細かい資料はどうなっているのですか。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>5月15日の会については、速記をして記録を作成しました。ただ、個人情報の関係、予算の関係ですべてをテープ起こしすることもしていません。したがって、要点をまとめるといことで、議事録の作成についてもまだ完全版ができていないということです。完全版が出来上がったら公開したいと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>調査会議自体、公開でやられていますし、この間もたくさんの方がお出でになられましたね。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>傍聴の方が30人いらっしゃいました。</p>
<p>会長</p>	<p>生で会議の様子は把握はできるし、またそれも公表されていくということですね。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>調査会議の様態についても、議事録も公開する予定になっています。</p>
<p>F委員</p>	<p>杉並でこのインターチェンジ問題は、中央道の高井戸インターチェンジはいまもって上り一方で、下りは使えないという不完全なインターチェンジなのです。あの当時、相当強行的にしてしまい、いまもって不完全なインターチェンジとなっているので、青梅街道のインターチェンジについては実現するなら実現する、できないのだったら難しいということと考えていかないと、中途半端にどんどん進めると、また二の舞になりかねません。杉並区としてはあくまでも杉並区民の立場に立って、このインターチェンジがあつたほうがいいのかどうかということから進めていただきたいと思います。練馬区が言っているようですが、練馬区はもつてのほかだと思ふのです。自分の所は既に関越道にあって、青梅街道に作ってくれというのは他人の区のことを言っているのです、これは大変難しいのですが、あまり練馬区の意向に振り回されることなく、杉並はあくまでも杉並区の立場、杉並区民の立場に立って、必要か必要でないかということを検討していただきたいと思います。</p>
<p>L委員</p>	<p>公開されているということでもいいのですが、できればいまこの場で丸田会長以外の調査会議のメンバーの方を、簡単にご紹介いただければと思います。それから、アンケートの質問項目を見て、「便利になるけれども、どうですか。賛成ですか。反対ですか」というように読めて、これだったら車を持っている人はみんな「必要」に○を付けるだろうと思つたのです。それでも4割が「不必要」ということで、「不必要」のほうに高い数字が出ているという印象を持ちました。あのアンケートには「車を持っていますか。持っていないせんか」という項目もあつたと思いますので、その分析結果を楽しみにしています。</p> <p>私たちは杉並区内全域で年2回、大気汚染の測定をしています。善福寺池周辺の善福寺</p>

O委員	<p>という町は、水もそうだと思いますが、杉並区内では、ずば抜けて環境の良い所です。そこにこのインターチェンジができてしまったら、玉川上水を潰して放5を作ったのと似たようなことになってしまい、杉並区環境先進都市はおしまいだと思いますので、是非頑張ってください。</p>
J委員	<p>先ほどから地下水の問題が出ていて、もし湧水がストップされるようなことになれば、善福寺川が汚ない水ばかりになると私も思うのですが、水がなくなることによって、有益な植物にも影響するおそれがあるのです。ですから、そういうことも考えて、植物にも影響があるということを是非入れてもらいたいと思います。ここで「利便性の向上」とありますが、15分ほど早くなるというのは、車の人にとってそんなに便利なことなのか。利便性でたった15分のために莫大な市民の税金を使って道路を作るのではなくて、車を持っている人は15分余裕を持っていけばいいのではないかという考えもあるので、利便性とかそういうことばかり先に走るようで、とても残念です。</p>
都市計画課長	<p>「地下水の影響」の「インターチェンジの開削工法による影響」という所に関しては、正式に地下水における影響の調査はなされているのでしょうか。もう1点は、大深度地下という形の工法をとるに当たって、いろいろな工法があったときに、周辺地域の地上での影響や利便性のようなものが書かれていたのは見たことがあるのですが、地下を掘るという意味で、地下の中での影響という調査を改めて区なり都がされたものがあるのかどうか、お聞きしたいと思います。</p>
A委員	<p>地下水の関係の調査ですが、先ほどもお答えしたように、国土交通省の説明では、いわゆる文献資料から青梅街道周辺の地下水の状況をこのように認識している、という資料が出されております。現実の地下水の調査、例えばボーリング調査というものは今後行うことになろうかと思いますが、具体的にいつやるかは示されていません。</p> <p>それから、大深度地下の関係で、地下の中での影響ですが、地上部についてはほとんど影響がないだろう、というのが国土交通省の説明です。また、大深度地下法の適応という意味で、もしやるとなれば今回が初めてのケースになります。ただ、環七の下に入っている貯水用のトンネルは大深度地下にあります。こういった事例もあるので、いま指摘のあった地下の中での影響について、どういうものがあるのかは今後、国なり東京都にデータの提出を求めていきたいと考えています。</p>
B委員	<p>幹線道路と幹線道路をつなぐというのは大変重要なことだろうと思うのです。単なる利便性や距離だけではなくて、例えばその地域の産業といったものへも、波及効果はいろいろあるだろう。それがなければ、どこかほかから回り道してということになると、交通量の問題もあるだろうと思います。ですから、単純にこの地域の環境だけから言って、環境審議会が賛成できる問題かどうか疑問はありますが、幅広く考えて結論を出していただかなければいけない問題かと私は思うのです。</p> <p>45年には、「地元と話し合える条件が整うまでは強行すべきではない」。今回区は、「その整備に当たっては、周辺地域の環境への配慮と住民への合意形成を図ることが重要である」と言われています。この「重要」という所ですが、影響を考えると170棟の家屋が移転等、大きな町の変化が予想されます。区の意向として、これは本当に住民の方の理解を得るまで、というスタンスで受け止めてよいのでしょうか。</p>

都市計画課長	<p>この資料に記載されている周辺地域の環境への配慮と住民との合意形成は、こういった道路事業を含めて、基本的に必要な考え方ではないかと考えています。外環に関して申し上げると、3月に国と都が発表した答申の中では、早く安く完成できるように十分考慮するという点、それから沿線への影響を少なくするという点、方針の中ではこの2点を基本理念として述べられています。そういった考え方に立つと、昨年11月に学識経験者からなる有識者委員会の報告、あるいは今年の1月に国と都が方針として出しているインターチェンジなしで地下案を検討の基本にするべきではないか、というのが区の考え方です。ただ、地元の意向を把握していくということがありますので、幅広く区民の意見を聞きたいということで、今回こういった対応をしているものです。</p>
K委員	<p>地下水の問題では水が枯れるという問題と、途中のシルト層を分断することによって、地下深層に表層の汚染された地下水がどんどん流れ込むようになっていく。予想でも、地下水汚染で、深い所に非常に汚染物質が行っている。なぜかというと、途中のシルト層に穴をあけてしまって、下側にどんどん行くということがあります。例えば善福寺の地下水を取っている井戸水に表層の汚染された地下水が流れ込んでいく。そうすると、全体に地下水が汚染されて、井戸水も危なくなるということにつながりができると思います。その辺、慎重に検討していただきたいと思います。</p>
会長	<p>ほかにありますか。時間もあと16分ほどですので、またこういう機会を設けることにさせていただきます。皆さん方から貴重なご意見、どうもありがとうございました。事務局からも説明がありましたが、資料やデータがまだ不備ですが、細かいデータまで含めて必要なので、事務局から要求されているのが精一杯のように受け止めています。</p> <p>地域社会の意見を十分お聞きして、決定させていかなければいけないわけですが、今日配られた2枚目にありますし、先ほど来説明されている地元把握していく。私が考えるに、沈黙は金ではなくて抹殺されてしまうわけで、練馬の意見だけが地元の意見になってくると思うのです。だから、何か言わないといけないということで調査会議が設定されたり、意見を集約する。できる範囲で現在の状況を一生懸命把握して、1つの方向性を定めていく。だから、資料がないからなかなかということも1つの結論だし、今後どのように行くのかわかりません。しかし、とりあえず地元の意見をまとめて、意思表示しなければいけないという時期にいるわけで、杉並区というのは苦しい立場にあると思うのです。したがって、このようにプロセスを踏んで、担当部局も苦労されていると理解しています。皆様方にもその辺のご理解もお願いしたいと思いますし、また大変でしょうけれども、事務局のほうでもよろしく願います。</p>
都市計画課長	<p>調査会議のメンバーの点ですが、環境政策の分野は丸田会長、都市計画の分野は都市計画審議会の委員の内田委員に、この会議のメンバーになっていただいています。交通政策の分野では、交通評論家としてご活躍で、下高井戸にお住まいの諸岡昭二さんに、交通政策の分野での専門家ということで参加していただいています。公共経済という分野では、計画地に比較的近い東京女子大学の経済学を専攻されている先生で、杉並区内にお住まいの竹内教授にメンバーに加わっていただいています。現在この4人で調査会議を検討しているところです。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。今後ともよろしく願います。5番目の資料6、「生</p>

<p>環境清掃部 副参事 (特命事項担当)</p>	<p>活安全および環境美化に関する条例」施行までの取組みについて、副参事からお願いします。</p> <p>「生活安全および環境美化に関する条例」の施行までの取組みについて、主に環境課での取組みになりますが、10月1日にこの条例施行に向けて、広く区民の方々、事業所の方々に周知を図っていきたいと思います。そして、路上禁煙地区等を設けるという規定もあるので、そういった地区等の指定について、以下のように取り組んでいきたいということです。</p> <p>最初に、「条例の公布から6月までの取組みについて」ということで、4月21日号の広報誌に条例の内容等について掲載して、併せて区のホームページにも載せています。チラシを作って、条例の周知用として杉町連、杉商連理事会等で説明・配布、あるいは17地区の町連会議で説明・配布、あるいは全町会にチラシを回覧等しています。</p> <p>2番目に安全美化ニュースという街頭宣伝用のチラシがあり、これは経済勤労課で行っているマイバックキャンペーンとのタイアップで行っています。時期的には公布以降、3月19日、5月16日、そして本日、ノーレジ袋デーということで、こういった宣伝を行いたいと思っています。片面をレジ袋通信、もう片面を安全美化ニュースということで、両面印刷したチラシを駅頭等で配布することになっています。</p> <p>3番目としてポスターの掲出ということで、区掲示板等について掲出をしています。場合によっては事業所、商店等に直接手渡して、掲出してくださいという形でも行いたいと思っています。リーフレット等の配布ということで、区施設、あるいは区民・事業所等に配布しています。駅頭キャンペーンですが、いまキャンペーン中でJR4駅を1日2駅ごとに、6月3日・4日、7日・8日に行います。3日・4日については7時半から10時半の早朝キャンペーンを行いました。土・日については昼間の時間帯で11時から2時に、PRグッズであるバンドエイドの配布、あるいはのぼり旗を立てて目立たせる。あるいはそれが終了したあとに駅前をきれいにしよう、あるいは旗を持って駅前の商店街を練り歩きながら清掃も行っていこう、という内容で実施しています。</p> <p>環境博覧会のプレイベントへの参加ということで、6月14日(土)に井草地域区民センターで「プレ環博」を行いますが、この場所を借りて新しい条例についてのパネルの展示、PRグッズの配布、リーフレットの配布を行いたいと思います。併せて区民生活部管理課で、安全に関して防犯グッズなどの紹介も行いたいということです。</p> <p>ケーブルテレビの放映は、すぎなみニュースで1日3回程度流れていると思うのですが、5月18日から1週間放映されました。</p> <p>4番目として路上禁煙地区等の指定に向けての準備ということで、現在、自分の所をそういった地区に指定してくださいという場所もあるので、商店街、あるいは町会などとの調整を始めています。JR4駅による喫煙状況調査ということで、6月以降、喫煙状況について本格的な実態調査を行いたいと思っています。その事前調査として、4月下旬にJR4駅で早朝、歩きタバコをしている人の数等を試行的に調べました。</p> <p>最後に、生活安全協議会というものを設けることになるのですが、これを設けるに当たっての準備組織を立ち上げようということで、そろそろ準備に入っているところです。これは区民生活部管理課と共同で、一緒に事務局として作っていくことになっています。設</p>
-----------------------------------	---

置要綱の作成、メンバーの推薦依頼、あるいは公募の委員も入れようと思っているので、そういった関係の募集についていま考えているところです。

裏面は、「今後 10 月 1 日の施行までに予定している主な取組み」として、14 点挙げています。1 番目は広報誌の掲載で、7 月 1 日、9 月 21 日号に掲載する予定です。9 月 21 日号で中入れ広報を行って、10 月 1 日号で普通の広報に掲載していく予定です。商工だより等、発行しているものがあるかと思いますが、こういった所にも載せていただこうと思っています。

チラシの配布ですが、10 月が近付くと、路上禁煙地区の PR、あるいは施行イベント等の PRが必要になってくるので、そういった関係のチラシも作って配布したいと思います。安全美化ニュース街頭宣伝用ですが、7 月以降 9 月まで、3 回予定されているので、こういったものにも入れていただけるのであれば 7 月以降も入れさせていただきたいと思っています。

ポスターの掲出ということで、施行日近くなってくると、どこが路上禁煙地区になるのかも周知していかなければいけないので、そういった関係のポスターを区掲示板、あるいは大学等にも貼り出したいと思っています。

リーフレット・パンフレットは、児童向けの簡単なパンフレットなども作って、小・中学校等にも配布したいと思っています。路線バスの車内放送ですが、いま現行条例用の放送が流れていると思うので、これを新条例用に変更して流したいと思っています。駅頭キャンペーンの実施ということで、今回 JR 4 駅で行ったわけですが、私鉄等も走っているので、そういった所も含めて、周辺の商店街等を掃除しながら練り歩くといったことをしながら、7 月、9 月施行日まで、6 月と同規模、またそれ以上の規模で工夫しながら行いたいと思っています。施行日前後に 1 週間ぐらい、集中的に路上禁煙地区、あるいはこの条例そのもののキャンペーンを行いたいと思っています。

各種イベントへの参加ということで、杉並区はいろいろなイベントがありますが、大きなもので 8 月上旬の七夕祭、下旬の阿波踊り、あるいはクリーン大作戦、環境博覧会等にも参加して、ここでも PR をしたいと思っています。条例の施行関係の大きなイベントですが、施行の直前、9 月 28 日（日）辺りに、大きめの条例の PR イベントをしてみたいと思っています。もう 1 つ、施行日の 10 月 1 日に路上禁煙地区等でイベントを企画しています。

標語の募集ですが、区立小学校に募集して、施行イベント等で表彰したいと思っています。その際には入選者の子供たちにも集まってもらって、そういったイベントの一途を担っていただければと考えています。横断幕の掲出、あるいは現行条例のパネルを新しく作り変えるので、区ロビーや 7 つの地域区民センターで順次パネル展を開催して、同時にアンケート調査等も行いたいと考えています。条例施行規則ですが、10 月 1 日施行になっているので、こういった関係の準備も進めています。また、環境課関係だけではなく、他の所管事項もあるので、そういった所と調整しながら、共同で作っていきたいと思っています。

実態調査ですが、区政モニター等による調査も行います。あるいは路上禁煙地区に決まった所については、路上禁煙地区内にどこか定点を決めて、定点観測調査、吸殻の数の調

	<p>査を毎週のように行って、効果のほどを確かめたいと思っています。いろいろなイベント、キャンペーンを行います、どの程度区民の方々に浸透しているかということで、条例の認知度調査を行って、地域を抽出して、1回当たり2,000世帯、それを年度末までに4回ぐらい、直接ポストに投函する形で行いたいと思っています。</p> <p>路上禁煙地区等を立ち上げるに当たっては、地区内の住民、あるいは周辺の区民の方々、商店街の方々の意向も非常に重要なものなので、そういう方々の意向調査も順次行いたいと思っています。</p> <p>最後に、路上禁煙地区等の指定に向けての準備ということで、引き続き商店会や町会等を中心に、区民や事業所と調整を図っていきたい。説明に上がって意見交換をしながら決めていきたい。同時に、必要に応じて、地域の方々を集めて地元説明会等を実施したいと思っています。生活安全協議会の準備的な組織として、(仮称)準備委員会について、路上禁煙地区等の指定に向けて意見を伺っていきたいと思います。これは7月末辺りを予定しています。ここが路上禁煙地区等なのだということが知られないといけないので、8月以降、地区指定になる予定区域のPRを重点的に実施したいと思います。路上禁煙地区等の看板、路面表示を準備して、10月1日施行に向けて設置の準備をしたいと思っています。</p>
<p>会長 F委員</p>	<p>何か特にご質問、ご意見等がありますか。</p> <p>これを開くと路上禁煙の禁止、落書き、犬の糞、空き缶ポイ捨てと大変わかりやすく、良いチラシだと思います。「罰則の対象」と書いてあるのですが、折角、罰則まで作っていただいて、例えば路上禁煙地区では、罰則の中身として2万円以下の過料、あるいは5万円以下の罰金ということで、すぐ罰金をここに書くのはどうかと思うのです。折角踏み切っていただいたので、この場合には、「なお、あまり効果がなかったような場合には罰則を行う」ということを最初に書くこともいいと思うので、検討していただきたいと思うのです。</p> <p>それから、落書きについて、昨日の夕方、フジテレビで商店街の落書きが軒並あって、町が非常に荒れている例が放送されておりました。杉並ではそういう例はないのですが、簡単な落書きはいいだろうと放置しておくことが、たちまち落書きの氾濫に通ずることがあります。その町では全商店が映るような監視カメラを作って、町の住民が落書き対策委員会を作って巡回しているということがありました。そこまで行ってしまったら大変なことなのですが、渋谷でも周辺等については本当にひどい落書きの氾濫です。杉並はそういうことはありませんが、多少でもそういう兆候があった場合にはこれを適応していただいて、この中で「地域の皆様が警察などと協力」とありますが、やはり警察の協力も必要だと思いますので、是非その点について留意していただきたいと思います。以上、要望です。</p>
<p>C委員</p>	<p>3点ほどあります。1つは8の路上禁煙地帯の指定に向けての準備で、先ほど既にうちのほうでもやりたいという所があるとお聞きしましたが、どういう町会なのか、商店会なのか教えていただけたらと思います。10の生活安全協議会の準備組織の立ち上げで、設置要綱の作成の時期、また大まかな内容を出していただければと思います。標語の募集で、「区立小学校に募集して」とありますが、なぜ小学校だけなのか。中学校等、幅広くやったほうがいいのかと思うのです。</p>



<p>環境清掃部 副参事</p>	<p>いまの3点にお答えします。1点目の既に声をあげている所はどこかという質問ですが、条例のできる前から、高円寺のパール商店街が、こういった条例ができるし、自分の所のアーケードも新装したことも併せて、自分の所の商店街を禁煙地区という形でやっていきたいという気持がありました。このような条例ができたものですから、自分の所を路上禁煙地区に指定していただいて、自分たちの所もちろん、PR活動やできる範囲でのパトロールを自主的にやっていきたいと思うのでどうか、という話がありました。また阿佐ヶ谷のパールセンターですが、いまも現実的に自転車に乗って通る者の禁止や安全面に力を入れて、その商店街でいろいろ活動をなさっています。併せて、今回こういった条例ができたものですから、歩きタバコ等についてもやめる形で取り組んでいきたい、ということをおっしゃっております。ついては、自分の所も一緒になって区と頑張っていきたいので、路上禁煙地区に指定していただけたらという声もありました。いまのところ、そういった所の声を聞きながら、調整を進めているといった状況です。</p> <p>2番目の生活安全協議会の関係ですが、設立準備会を7月ぐらいには立ち上げて、路上禁煙地区等の指定について意見を伺っていきたくて思っております。メンバーとしては、関係行政機関、区民の代表、学識経験者等のメンバーを考えて、10月には正式に協議会を設置していきたいと思っております。</p> <p>標語の募集の関係で、なぜ小学校なのか。確かに中学校でもいろいろなアイデア等をお持ちだと思いますので、その辺も参考にしながら考えていきたいと思っております。</p> <p>この環境美化推進モデル地区というのは、申告して自分たちがこういう地域になれるものと考えてよいのでしょうか。</p>
<p>B委員</p>	<p>路上禁煙地区等を指定するに当たっての基準ですが、いまのところは人の往来が激しい、あるいはタバコの吸殻・空き缶等が多く捨ててある関係で非常に汚れている地区であること、あるいはそういった地区の中で、自主的に環境美化や安全面に地域として取り組んでいこう、あるいは取り組もうとしている、そういった所で指定を求めてきた場合については調整させていただくことにしています。</p>
<p>環境清掃部 副参事</p>	<p>ほかにありますか。まだおありかと思いますが、時間も過ぎましたので、先に進みます。6番目の資料7、一定規模以上の開発等に関する報告の説明を緑化担当課長からお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画について報告いたします。今回は1件です。資料7、件名は(仮称)都営住宅(高井戸西一丁目北地区)A棟です。所在地は、高井戸西二丁目5番です。裏面に案内図がありますが、井の頭線高井戸駅の北側、西側に位置しています。右側の図面は緑化計画図で、北のほうに児童遊園も計画されており、これらを含めた緑化計画となっています。</p>
<p>緑化担当課長</p>	<p>元に戻って、敷地面積3,406.49㎡、建築面積676.41㎡、これにより確保していただく緑地面積596.14㎡です。それに対して、計画していただく緑地面積696.49㎡です。併せて接道部の緑化計画もお願いしています。お願いする基準延長は77.7m。それに対して78.66mの接道部緑化を計画していただきました。確保していただく緑地の中に、基準に基づいて高木、中木、低木をそれぞれ植えていただきます。基準は、高木30本、中木199本、低木597本のところ、記載のとおり計画では高木33本、中木204本、低木1,079本</p>

	<p>となっています。また、この敷地の中に桜の木をはじめ、大きな木がありました。その3本をそのまま残して、計画の中に入れていただくことをお願いしています。</p> <p>処理経過ですが、緑化指導を平成15年3月13日、緑化計画書の受理を4月9日に行っております。なお、工事の完了は平成16年10月31日の予定です。また、この都営住宅はA棟となっていますが、これに隣接して南側と西側にB棟、C棟の計画があります。これについても、A棟と同様に緑化計画書を提出していただいております。同時並行的に都営住宅の建設計画が進められています。</p> <p>ご質問、ご意見はありますか。</p>
会長	<p>緑化のことなのですが、低木、中木は年数が経つと大きくなっていくものです。剪定については6年に1回ぐらい、都や区のほうで来ていただいて、あとは自治体に任せられているという内容ですが、そのところを聞かせてください。</p>
B委員	<p>いわゆる維持・管理上の剪定の話ですか。</p>
緑化担当課長	<p>そうです。</p>
B委員	<p>緑化計画の中の樹木等の管理は、住宅局のほうで担当しており、その辺はどのような計画になっているか、私のほうでは理解していません。</p>
緑化担当課長	<p>ただ、木を増やそうというだけの感じなのですね。</p>
B委員	<p>はい。</p>
緑化担当課長	<p>はい、わかりました。</p>
B委員	<p>ほかにありますか。ないようでしたら、今日の議案の審議は終了したことにいたします。</p>
会長	<p>ご協力、ありがとうございます。その他ということで、環境清掃部長からお願いします。</p>
環境清掃部長	<p>この第3期の環境審議会は、ちょうど2年前に皆様方に委員としてお願いいたしました。条例上2年の任期ということですので、このあと緊急の審議をお願いするような事項がなければ、本日をもって第3期の審議会終了となると思っています。皆様方には本当に重要な議題について、慎重審議をしていただきました。杉並区の環境行政も、1歩1歩ではありますが、着実に進展していると思っております。この審議会での審議、また区民の皆様への環境に対するさまざまな活動ということで、私どもも今後も一層力を入れてまいりたいと思っております。今後ともひとつよろしくお願いいたします。</p> <p>また、次は第4期の環境審議会ということで、それぞれの団体にはもう既に次の委員ということで、推薦方お願いしていますので、早急に私ども各団体、また場合によっては学識経験者の方々等、区長とも相談して次期の環境審議会のメンバーを選定して、第4期の環境審議会を発足させたいと思っています。</p> <p>私どもの1つの課題で、以前、環境審議会でお話しましたが、環境分野の審議会として、環境審議会と清掃審議会、2つの審議会を持っております。昨年度は環境基本計画の策定ということで、当然、環境基本計画の策定の段階では、清掃事業というか、清掃行政についてもいろいろ意見を頂戴する。また、清掃審議会のほうでも、環境分野についての意見が出ているということで、審議をお願いする事項、意見を頂戴する事項がオーバーラップしています。この際、環境審議会と清掃審議会を発展的に合併する形にしたらどうかということで、私どもは考えております。環境審議会と清掃審議会が1年間任期がずれておりますので、第4期の審議会については条例上任期は2年なのですが、実質的には1年間環</p>

会長	<p>境審議会委員としてお願いして、来年の7月には清掃審議会の任期が切れるので、その時点で統合するような形にできたらと思っています。それに当たっては、条例上で設置していますので、条例の改正をしなければいけません。ということで、来年の2月の平成16年第1回区議会定例会で条例改正をお願いしたらどうかと、これは現段階での私どもの腹積もりです。</p> <p>それ以前に、一応このような構成でいきたいということ、実際に統合したあと、このような形で運営をしていきたいという私ども区としての考え方を10月か11月ごろお示しして、意見を頂戴したうえで条例改正に臨めたらと思っています。このような考え方で、それぞれ各団体等に推薦をお願いしていますので、それぞれの団体で適任の方を、継続してお願いする方々もいらっしゃるかと思いますが、ご推薦方お願いしたいと思っています。ということで、2年間、長くご尽力を頂戴いたしまして、区長に代わり厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま部長から、第3期はこれで終わりだというお話がありましたが、第3期の環境審議会は13回にわたり開かせていただきました。また、環境基本計画についての部会もありましたし、山田部会長を中心に、数多くのほとんどのメンバーにそちらにも加わっていただいて、それが8回開かれており、大変密度濃い日程であったと思います。諮問件数は、環境基本計画のあり方、また放射5号線のアセスメント案に対する意見という2件に上っております。報告事項等は105件ということで、数もかなりあったと思います。今日のように時間を越して、また場合によっては朝早くからということも何度かありまして、皆様方にはご熱心に審議していただき、本当に感謝しております。これをもちまして、本日の審議会は終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
----	--